第四十八条の十一の十	第八条の十六の七	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の七
	法人について法準用する。	法人について読替え後の法準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の七中「第五十三条第九項」とあるのは、「第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。

9　四年新法第三百二十一条の八第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の十六の規定の適用については、同条中「第八条の十九」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第九項の規定により読み替えられた第八条の十九」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度（当該）」とする。

10　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第四十八条の十一の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四年新法第三百二十一条の八第十七項	被配賦欠損金控除額（同法第五十七条第一項	被配賦欠損金控除額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた法人税法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項
新令第四十八条の十一の十七	第八条の十九の二ついて法準用する。	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十項の規定により読み替えられた第八条の十九の二ついて地方税法施行令改正令附則第五条第十項の規定により読み替えられた法準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十項の規定により読み替えられた第八条の十九の二中「第五十三条第十八項」とあるのは、「第三百二十一条の八第十八項」と読み替えるものとする。	

11　四年新法第三百二十一条の八第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十一（次項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十九の六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十一項の規定により読み替えられた第八条の十九の六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

12　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第十九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項
		（この項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第十二項の規定により読み替えられたこの項
		法人税法第五十七条第一項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項
		とし、	とし、地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた
	第三百二十一条の八第二十二項	第十九項の規定は	地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた第十九項の規定は
		おける第十九項	おける同条第十二項の規定により読み替えられた第十九項
		配賦欠損金控除額（	配賦欠損金控除額（同条第十二項の規定により読み替えられた
		法人税法第五十七条第一項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項